

1、狭間児童広場に関する等価交換について伺います。本市では、第2期豊橋市中心市街地活性化基本計画に基づき、駅前大通二丁目地区で予定している市街地再開発事業の中で、「豊橋市まちなか図書館（仮称）」の整備が計画されています。平成29年度は再開発事業の主体となる再開発組合と調整を図りながら、まちなか図書館（仮称）の内装工事等基本設計を行われるとされています。

この市街地開発事業の狭間児童広場に関する等価交換について質問いたします。

狭間児童広場の土地 3, 390 m²が等価交換によって大幅に縮小され 2, 200.11 m²になります。

このことは市職員で構成された不動産取得処分審査会で決定されていますが、実際には再開発組合側の土地約 1, 000 m²とその倍以上の狭間児童広場の土地約 2,250 m²との交換です。この事実が等価交換として成立するのは大変疑問であります。等価交換とする合理的根拠を伺いたい。

大きな1

狭間児童広場に関する等価交換について

1、狭間児童広場に関する等価交換について

- (1) 等価交換によって狭間児童広場 3, 390 m²から 2, 200.11 m²に減少となるがその根拠について。
- (2) 等価交換に際して本市と再開発組合側の土地価格評価が異なるが、異なる方法がとられた根拠についてその理由を伺う
- (3) 等価交換決定の経緯について。

次に、本市の監査委員の職責について伺います。

監査委員は財政が適正に運営されているか監査する機関であり、公正、公平が最も強く要求される機関であります。

「市役所が市民サービスなどの行政事務を行なうにあたって、税金が正しく、また効率的に使われているかどうか、予算の執行や契約などの財務に関する事務の監査を中心に、入札や工事その他行政事務全般にわたってチェックする独立した機関として監査委員制度が設けられている」と本市の監査事務局のホームページにおいて記されておりました。その対象に住民監査請求の監査も当然明記されています。

地方自治法第199条3項には、監査委員は事務を執行するにあたって、第2条14項（住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげなければならない）の規定の趣旨に則ってなされているかどうか特に意を用いなければなら

ないと明記されております。また、第 198 条の 3 にはその職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。と定めております。
この法の観点から質問致します。

2、本市の監査委員の職責及び監査の適正性について

(1) 監査委員の職責に対する認識を伺う。

(2) 平成 29 年 7 月 21 日付 29 豊監査第 36 号の監査結果内容を事例に、監査の適正性について伺う。

ア、監査結果は、バス運行業者が電車・バス福祉回数券の使用実績調査を行わない理由は、発券清算による契約のためなのか、あるいは手間と費用がかかるからなのか伺う。

イ、本市と同様の事業を行っている近隣市においては、豊橋鉄道（株）が販売する回数券を券面額の約 90%で購入して使用している、と監査結果に記載されているが近隣市はどこであるか伺う。

ウ、「平成 27 年 6 月には使用実績調査についても協議を始めている」監査結果に記載されているが、どのような内容の協議か具体的に伺う。

以上を 1 回目の質問と致します。